

第 3 章 計画のめざす方向

1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つと位置付けられています。

「男女共同参画社会基本法」では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

また、第7次一宮市総合計画において、男女共同参画に関連する施策として、「女性の活躍できる環境づくり」を掲げています。

本市はこれらの考えをふまえ、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に一層努めなければなりません。

本計画においては以下の基本理念を掲げ、第3次計画を踏襲しつつ、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現をめざします。

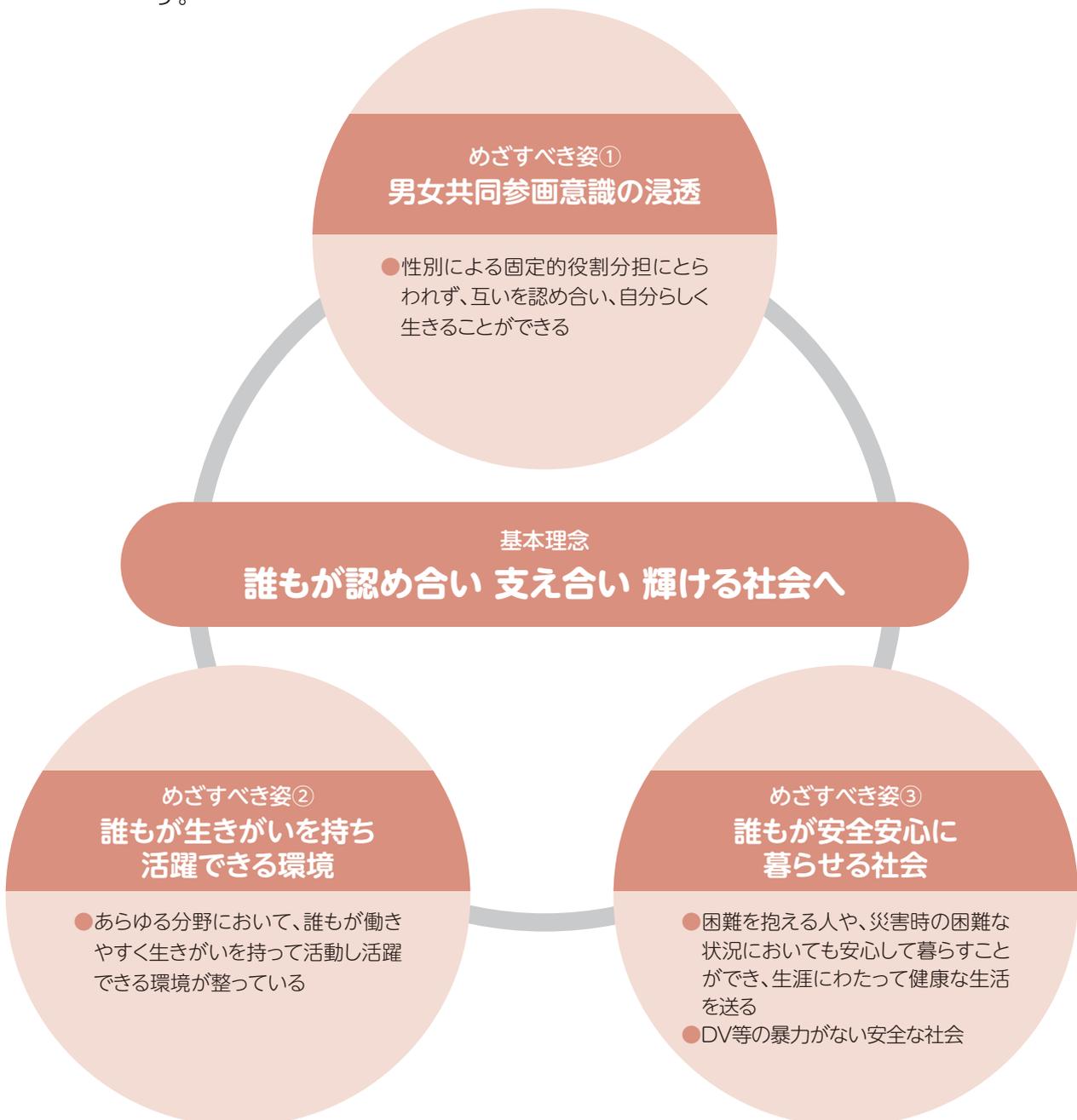
《基本理念》

誰もが認め合い 支え合い 輝ける社会へ

2 めざすべき姿

この計画では、第3次一宮市男女共同参画計画の進捗状況や、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の3つの「めざすべき姿」を掲げます。

これらのめざすべき姿を実現することが、この計画の基本理念の実現につながります。市はもちろん、個人や家庭、町内会を始めとする地域、民間の企業や団体、学校などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしながら、相互に協力して主体的に男女共同参画に寄与していくことが大切です。



3 基本目標

基本理念とめざすべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

基本目標1 多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革 (一宮市女性活躍推進計画)

性別による固定的な役割分担意識を改革するとともに、多様性に富んだ男女共同参画社会についての意識づくりと教育の充実を進めます。

基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備 (一宮市女性活躍推進計画)

誰もが働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、あらゆる分野において個々に十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

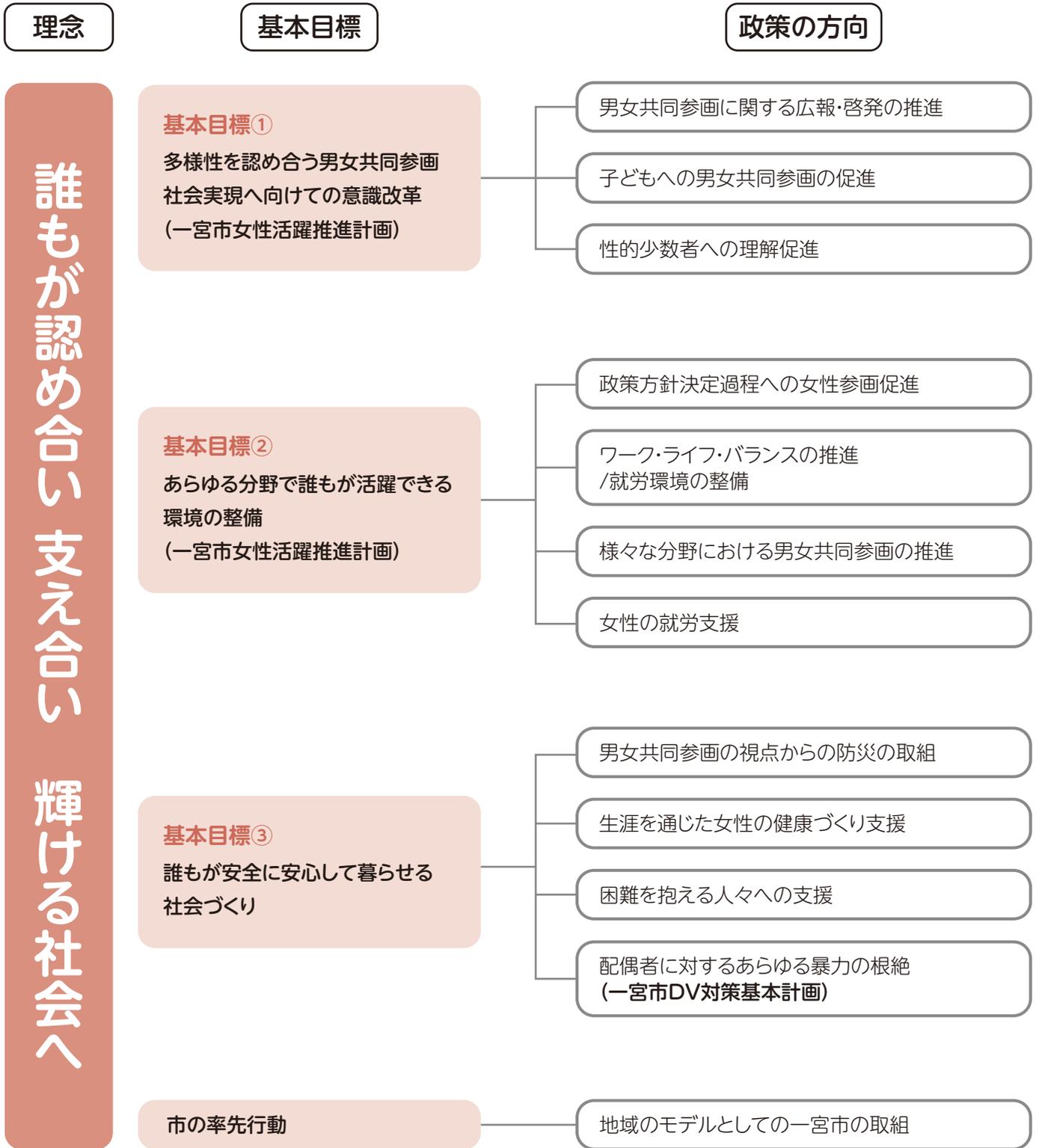
基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり

様々な困難に直面する人々への自立と安定のための支援や、生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、災害時においても誰もが安心できる体制づくりを進めます。

配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶し、被害者への適時適切な対応ができる相談・支援体制を整えるよう取組を進めます。

(一宮市DV対策基本計画)

4 計画の体系



*男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業所、地域、団体と広く連携していくなかで、男女共同参画のモデルとなるよう、市として率先的に取り組む行動を掲載します。